

令和4年1月25日招集

令和4年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第1回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第1回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年1月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林光輝	7番 庄子 裕絵	8番 高岡 貞雄
9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂	11番 吉田 好春
12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸	14番 阿部 昇
15番 大内 恒一	16番 小野 博	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第4号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第5号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	杉村 兼吾
農地係長	松岡 義朗	主任	三坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員、6番 寒河江一浩委員であります。また、遅刻の届出ありました委員は、17番岡田和敏委員であります。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

8番 高岡貞雄委員、9番 仲野孝藏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第5号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年第1回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、6件であります。

報第1号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号1番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、

現況：樹園地、地籍：1,078 m²、他 1 筆。

賃貸人住所氏名：東根市一本木二丁目●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市神町北三丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借であります。

以下、受付番号 2 番から 6 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、4 件です。

議第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 1 番、土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●。地目、登記簿：田、
現況：樹園地、地籍：4,306 m²。

譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：農業廃止。

経営面積：0 a。

譲受人住所氏名：東根市大字東根甲●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、
経営面積：113 a であります。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 2 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、
現況：田、地籍：3,003 m²。

貸人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、
経営面積：162 a。

借人住所氏名：村山市楯岡鶴ヶ町一丁目●●●●、●●●●。

事由：新規就農、経営面積 0 a であります。

以下、受付番号 3 番から 4 番までの 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件です。

議第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求

めるものであります。7 頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号1番、土地の所在：六田一丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：288 m²、他2筆。

申請人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。職業：農業、転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、ゴミ置場、物置、ボンベ庫、通路他で、所要面積計が2,305.74 m²。備考として、併用地有です。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、5 件です。

議第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号1番、土地の所在：本町●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍566 m²。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。職業：無職。譲受人（借り人）住所氏名：東根市神町北二丁目●●●●、●●●●。職業：団体職員。転用後の主要目的：居宅、駐車場、物置（パイプハウス）、庭、通路他。所要面積計：644.47 m²。備考として使用貸借権設定、併用地有です。

以下、受付番号2番から5番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

10 頁の農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。12 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、37 計画です。

議第4号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号1番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,117 m²。

売人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●●、●●●●●。利用目的：樹園地として利用。
移転時期：令和４年１月２５日。対価、総額：１,２００,０００円、支払い方法：現金、
支払期限：令和４年２月１６日。引き渡し時期：令和４年２月１７日。買人の耕作面積は
１８５ａであります。

以下、受付番号２番から、１４頁の受付番号８番までの７申請については、記載のとおり
でありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略
させていただきます。１５頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号１番、土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●●。地目、登記簿：田、
現況：田、地積：３,００４㎡。

貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。種類：賃貸借権設定、
利用目的：水田として利用。始期：令和４年１月２６日、終期：令和９年１月２５日。
賃借料：１０ａあたり１０,０００円、５年再設定。借り人の耕作面積は２,２９９ａであります。

以下、受付番号２番から、１９頁の受付番号２９番までの２８申請については、記載のとおり
でありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省
略させていただきます。２０頁をお開き下さい。

議第５号東根農業振興地域整備計画の変更について。

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関
する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

本件は、いわゆる農振除外に対する意見を東根市長から農業委員会に対して求められて
いることから提案するものであります。２１頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容。

農用地区域除外５件、面積２７,１２１.１６㎡となります。

№１、大字東根元東根字本郷●●●●●の一部。台帳地目：田、現況地目：畑、
用途区分：農地、面積：１６９.３７㎡。

所有者：●●●●●。申出者：株式会社平山設備工業 代表取締役 平山光男。

事業計画：資材置場拡張。

以下、№２から№５までの４件については、記載のとおりですので説明を省略させてい
たいただきます。２２頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所の位置図となります。

また、23 頁から 32 頁までが、申請地毎の箇所図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件 1 件と、議案 5 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 1 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 1 件、賃貸借権設定の許可申請 3 件、合計 4 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 1 月 17 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 1 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 2 番の申請事由は新規就農となります。

受付番号 3 番及び 4 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請については、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2 番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2 番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を1月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請5件、東根農業振興地域整備計画の変更5件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る1月17日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号2番、3番、4番及び5番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、受付番号2番については建築条件付売買予定地、受付番号3番については自社への貸駐車場、受付番号4番及び5番については一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります、農用地区域除外の5件につきまして、農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、申請番号1番については、隣接敷地の2分の1までの拡張により資材置場、申請番号2番及び3番については、鉄道の駅から概ね600メートルの区域内に、共同住宅及び工場・事業所、申請番号4番及び5番については、市役所から概ね500メートルないし700メートルの区域内に、共同住宅及び建築条件付売買予定地の整備を行うものであります。

いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 4 号農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【12 番 岡田邦弘委員】

12 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 1 号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 2 号および議第 3 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 4 号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第5号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番 東海林光輝委員】

4番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第4号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【18番 瀬野幸太郎委員】

18番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第3号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第4号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第5号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第1号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願いま

す。

それでは始めに、議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上3案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第1号から議第3号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第1号から議第3号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第4号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10番 石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第4号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第4号については、決定することに決しました。

10番 石山一穂委員の復席を求めます。10番 石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第4号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第5号東根農業振興地域整備計画の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。議第5号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第5号については、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和４年第１回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員